

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(素案)に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日(月) から平成 30 年 1 月 19 日(金) まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

- ・ 区政改革推進会議
- ・ 練馬区男女共同参画推進懇談会
- ・ 練馬区男女共同参画センター運営委員会
- ・ 練馬区農業委員会
- ・ 東京あおば農業協同組合
- ・ 町会・自治会(251 団体)
- ・ 練馬区文化財保護審議会
- ・ 練馬区文化団体協議会
- ・ 練馬区スポーツ推進委員会
- ・ 練馬区体育協会
- ・ 練馬区レクリエーション協会
- ・ 新日本スポーツ連盟
- ・ 福祉作業所家族会(4 団体)
- ・ 福祉園家族連絡懇談会(7 団体)
- ・ 敬老館長会
- ・ 練馬区医師会
- ・ 練馬区歯科医師会

- ・ 練馬区薬剤師会
- ・ 練馬区緑化委員会
- ・ 練馬区子ども・子育て会議
- ・ 練馬区私立幼稚園協会

(3) 意見件数

77件(8名・13団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
区立施設編	
第1章 区立施設改修・改築等実施計画	
1 施設種別ごとの取組	10
2 リーディングプロジェクト	
高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	0
旭丘小、小竹小、旭丘中の統合・再編	8
北保健相談所移転と周辺施設の集約	9
3 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設	1
4 使用料の適正負担について	10
5 区立施設マネジメントの推進	1
第2章 委託・民営化実施計画	29
都市インフラ編	1
その他	8
合計	77件

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	1
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	6
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	8
事業実施等の際に検討するもの	25
趣旨を反映できないもの	31
その他、上記以外のもの	6
合計	77件

4 寄せられた意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
区立施設編			
第1章 区立施設改修・改築等実施計画			
1 施設種別ごとの取組			
1	社会教育法にもとづき、公民館の再構築と、図書館や博物館など社会教育施設を区民参加で再構築することを明記すべき。	練馬公民館は、社会教育法に基づく施設としての位置づけを見直し、平成24年4月に生涯学習の中核的役割を担う生涯学習センターに再編しました。引き続き、生涯学習の拠点として、区民の活動を支援していきます。生涯学習センター、石神井公園ふるさと文化館、美術館は、区民参加による運営懇談会や協議会を設置し、運営に区民意見を反映しています。図書館でも利用者懇談会やアンケートなどでいただいた区民意見を運営に反映しています。	
2	図書館の改築と図書館事業の民営化とは切り離す計画とすべき。	図書館の大規模改修の実施と、指定管理者制度の導入の検討等については、それぞれ進めていきます。	
3	総合体育館の改修、あるいは新規建設について、平成34年でも検討となっているが、整備計画として盛り込み50メートルプールの計画も盛り込んでほしい。	効率的に整備するための事業方式や移転の可能性とあわせて必要な機能についての検討を進めます。	
4	高野台運動場の代替地の計画を項目として盛り込み計画を立ててほしい。	代替地を整備するという考えはありませんが、今後も区全体としてスポーツ施設を充実していきます。	
5	利便性の高い高野台庭球場の代替として、さくら公園は利便性が低すぎる。もっと利便性の高い場所に新設して欲しい。		
6	保育園の改修工事を進めるにあたっては、園長をはじめ関係者の意見を聴取し進めることを明記すべき。	改修・改築工事においては、設計段階から園長も加わり意見等を聴取して工事を行っています。今後も、意見を聞きながら進めていきます。	
7	待機児童解消を進めるために、認可保育園の増設を基本とすることを明記すべき。	待機児童数の状況や今後の保育需要見込み等を踏まえ、認可保育所だけでなく、小規模保育事業なども整備するとともに、既存施設の定員拡大など多様な手法で待機児童の解消を図っていきます。	
8	区立保育園の定員の拡大は子どもの集団規模を適正規模に出来るよう、施設設計すべきであり、無理な詰め込みによる定員設定は子どもの環境を悪化させるので容認できない。	既存施設の定員拡大は認可保育所の面積基準や職員配置基準を踏まえ実施しており、詰め込みとの認識はしていません。今後も児童の安全な保育環境を前提とし、必要な保育定員を確保していきます。定員の調整は待機児童の状況や保育需要の見込みなどを踏まえ行います。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
9	小学校高学年の受け入れを地区区民館内学童クラブの役割にし、維持してほしい。田柄地区区民館に公設公営の学童クラブを温存したままで、秋の陽小学校に学童クラブを増設すればよいのではないか。	すべての小学生の安全な居場所として、引き続き小学校の中に学童クラブの整備を進めていきます。 学童クラブの高学年受け入れは、児童館・地区区民館内の学童クラブで、低学年を優先受入したうえで、実施しています。学校外学童クラブの維持については、学童クラブの申請状況等を踏まえ適宜判断していきます。	
10	直営学童クラブを増設し待機児解消をすすめること。その計画を基本として改修、工事をすすめることを明記すべき。	待機児童を解消するため、ねりっこクラブの拡充とともに、学童クラブの委託と民間学童保育の誘致を進め、学童クラブの定員拡大に取り組んでいます。	
2 リーディングプロジェクト			
旭丘小、小竹小、旭丘中の統合・再編			
11	小竹小学校は小竹町にとって必要なため、小竹小学校を廃校し、旭丘の地に小中一貫校を建てる計画に反対である。旭丘小学校の過少規模の問題を、小中一貫という別の話題を持ちかけて、小竹町の住民を騙しているような提案にしか見えない。旭丘だけで小中一貫校にする方法、旭丘一丁目と二丁目に分けて、別の校区にする方法など、まずは旭丘を立て直す方策を考えるべきである。	区では、旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校を小中一貫教育校へ再編する方針を地域の方々にお示ししています。 小学校の統合・再編を伴わない旭丘中学校との2校による小中一貫教育校へ再編する案や他校へ通学区域を編入する案では、旭丘小学校の過小規模の解消は困難です。	
12	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校の統廃合について、5年間も調整をかけるような計画は、リーディングプロジェクトにふさわしくないからはずすべきだ。	旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の3校による小中一貫教育校へ再編する方針については、保護者や地域の方々のご意見を伺いながら進めていくこととしています。今後の進捗に応じて、取組内容を「調整」から具体化していきます。リーディングプロジェクトから外す考えはありません。	
13	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校の統廃合について、地域の声を真摯に受けとめ、一緒に新しい学校をつくっていく、真の「協働」の姿勢を持って取り組むべきだ。	旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の3校による小中一貫教育校へ再編する方針については、保護者や地域の方々のご意見を伺いながら進めていくこととしています。今後の進捗に応じて、取組内容を「調整」から具体化していきます。	
14	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校は老朽化が進んでいる。5年間先延ばしは子どもたちがかわいそう。子どもたちのことを考えるなら、区が歩み寄るべきだ。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	小竹小学校より規模が小さい小学校は複数あるのに、旭丘小学校、旭丘中学校の統合に巻き組む理由は別にあるのではないかと。小学生に長距離の通学を強いることになる。通学時の子どもの安全より公共施設等総合管理という「効率」を優先する区の姿勢は問題である。計画の見直しが必要である。	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校を小中一貫教育校へ再編する方針は、旭丘・小竹地域においてより良い教育環境を提供することを目的としています。 新たな小中一貫教育校の位置は旭丘中学校・旭丘小学校の跡地を予定しています。旭丘中学校の位置は、旭丘小学校と小竹小学校の学区域を合わせた区域のほぼ中間に位置しています。区では小学校の通学距離については1kmを目安にしており、2校の小学校の学区域で、最も遠くから通われる児童の通学距離は、直線距離でそれぞれ約1kmです。	
16	小中一貫教育の設置は、この間の先行学校での実態をよく検証し、安易な統廃合はしないと記すべき。小中一貫教育は全国的にもさまざまな問題点が指摘されていて、区で進めるのは時期尚早である。全国の検証を持って保護者との話し合いを十分に進めると明記すべき。	区では、平成23年4月に、小中一貫教育校大泉桜学園を開校するとともに、10組の小・中学校を研究グループに指定して、小中一貫教育の研究と実践を本格的に始め、現在では施設が離れていても全校で小中一貫教育の取組を進めています。 小中一貫教育校の検証に当たって、現場の先生、保護者、子ども達へのヒアリングやアンケート調査を実施し、その結果に基づいて検証を行い報告書としてまとめており、区ホームページ等で公表しています。	
17	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の統合・再編について、3校の統合・再編は地域社会を破壊し、子どもの学習権を奪うため、中止すべき。	旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の3校を小中一貫教育校に再編する方針は、旭丘・小竹地域においてより良い教育環境を提供することを目的としています。 この方針について、より多くの保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていくこととしています。	
18	30～34年度いずれも「調整」とあり、小竹小の跡地の検討も提案されているが、この実施計画で統合・再編の「方針を決定」することのないよう、住民の意見を反映させ、「保留」としてほしい。	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校を小中一貫教育校へ再編する方針は、より多くの保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていくこととしています。	
北保健相談所移転と周辺施設の集約			
19	「北」だけではどこの北かわかりにくいので、「平和台保健相談所」のように移転に合わせて、名称の変更をしてほしい。地名をつけた名称だと、わかりやすい。他の施設も同じような考えである。	移転後の名称については、様々なご意見を踏まえて、今後検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	春日町児童館と平和台駅近くでは距離も離れており、移設先とするのは不適切である。現状の場所で立て替え、子育て拠点として施設・設備を充実すべき。	春日町児童館は築45年程を経過しており、大規模改修が必要な時期となっています。移転・改築により老朽化した施設の更新に加え、新たな区民ニーズへの対応を図っていきます。現在の春日町児童館と移設先の距離は300メートル程度です。駅の近くに移転することでより利便性の向上も図ることができます。また、子育て拠点としての施設・設備も充実を図ります。	
21	北町福祉作業所について、少しの介助があれば今迄通り作業が続けられる利用者の為に、福祉園とは違う「働く生活介護」的な事業を要望する。	利用者の重度化、高齢化に対応する機能拡充の選択肢の一つとして生活介護があります。障害特性に応じた適切な支援ができるよう、利用者の状況を踏まえた機能を検討します。	
22	北町福祉作業所について、北保健相談所が出た後の機能としての生活介護の定員は何人か。	サービスを拡充する場合は、サービスの種類や内容、定員等について検討していきます。	
23	北町福祉作業所について、機能拡充としての働く生活介護は、30代でも入れるのか。	なお、年齢でサービスを区切る考えはありません。	
24	北町福祉作業所について、職員の一層のレベルアップをして欲しい。	職員の確保、育成は重要なことと認識しています。現在の指定管理者は、法人内の他施設も含めて研修を実施し、適材適所の人事配置を行うなど人材育成に積極的に取り組んでいます。区としても、法人に対し引き続き職員の育成を要請、支援していきます。	
25	北町福祉作業所について、トイレ、ロッカーが狭くもめ事が多いので、配置等の配慮を要望する。	改修および機能拡充に合わせて、より良い事業内容や設備配置について事業者と協議していきます。	
26	北町福祉作業所について、喫茶コーナーを設ける事によりこれまで培ってきた地域との交流など、より深く関わる事が出来る。利用者の仕事の拡張、収入確保の為に継続及び喫茶コーナー設置を要望する。		
27	北町福祉作業所について、居ながら工事が難しいという判断のもと、区の素案に有るように、工事中一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設の利用が実現される事を要望する。通所に関しても、安全性を考慮した配慮を要望する。	利用者の安全や工事期間を考慮し、工事期間中の一時移転施設として、光が丘第七小学校跡施設の活用を検討します。 一時移転中の通所方法については、利用者の状況を踏まえて安全に通所できるよう運営事業者と協議します。	
3 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設			
28	民営化した特別養護老人ホームの大規模改修の時期や方法について、「民営化特別養護老人ホーム施設改修協議会」で協議して欲しい。	民営化特別養護老人ホームの大規模改修については、事業団との協議の場である「民営化特別養護老人ホーム施設改修協議会」を立ち上げ、協議を進めています。 今後も実施計画の内容に沿って、大規模改修の内容や時期、区の支援策について協議します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
4 使用料の適正負担について			
29	使用料の適正負担について、「減価償却」という、生産活動を行う企業体の会計に関する概念を使っての自治体の計画は間違っている。自治体の財政を「減価償却」の概念を使って説明することに、どれだけの区民が理解できるのか。国民の合意を得ていない概念を使っての「計画」作りは誤りである。	平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画で、適正負担の方針を示しました。実施計画素案では、方針に基づき、これまで区立施設の使用料算定の原価に含まれていなかった費用を含めて、運営にかかるコストの実態を把握し、データを示しました。	
30	減価償却制度は、一般的な企業の会計制度として取り入られているもので、企業では必要なものであるが、公共施設に導入するのは、本来の公共サービスの観点から見ると、根本的に間違っている。新しい施設は、全て使用者負担にした場合、使用料が高くなり、同じ区民館でも大幅に使用料が違ってくるし、高いほうで統一される可能性が高くなる。この制度を導入する意味を区民に公表すべき。	引き続き、使用料の変動幅や減額・免除のあり方を含めて、区民・利用者の意見を聞きながら、適正負担のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行います。	
31	指定管理者制度を導入し、区民へのサービスにばらつきができ、区民のための施設に遠くなってきたうえに、減価償却制度で料金まで高くなると利用できなくなるので反対である。		
32	減価償却費を使用料算定の原価に含めるのはあからさまな受益者負担増で反対である。区立施設は、図書館等施設と同様に区民の福利厚生や文化の向上のために区民に提供する施設であり営利を目的とした民間施設ではないので、減価償却費まで利用料に反映される根拠はない。従来通り維持管理費のみとすべき。		
33	使用料の算定の中に減価償却費を含めることは公共施設として相応しいとは思わない。		
34	減価償却費は企業会計で用いる概念で減価償却費を原価に含めるのは不当であり、今すぐあらためるべき。		
35	使用料や公共施設の改修計画は、その地域に住む住民とよく話しあい、住民参加で進めるべき。	平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画で、適正負担の方針を示しました。実施計画素案では、方針に基づき、これまで区立施設の使用料算定の原価に含まれていなかった費用を含めて、運営にかかるコストの実態を把握し、データを示しました。 引き続き、使用料の変動幅や減額・免除のあり方を含めて、区民・利用者の意見を聞きながら、適正負担のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行います。 実施計画の改定や個別の施設の改修について取り組む際は区民の皆さんに丁寧に説明し、ご意見をお聞きしながら進めます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	高齢者の趣味・文化活動への参加で介護予防につながり有効な措置であるため、地域集会所の地域登録団体の減額措置と高齢者への免除措置は継続してほしい。	使用料の変動幅や減額・免除のあり方を含めて、区民・利用者の意見を聞きながら、適正負担のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行います。	
37	実施計画が進行し、うれしい限りである。子どもたちの利用の際は、使用料を極力軽減してほしい。	区立施設の使用料については、サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保することを基本的な考え方としています。現在の減額・免除制度は、特例的に適用しているものです。 使用料の変動幅や減額・免除のあり方を含めて、区民・利用者の意見を聞きながら、適正な負担のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行います。	
38	保育料に関して、区民に対して職員の給与額まで含めて多大な経費がかかっている、と説明し保育料の値上げを行った。地方財政法は住民に対し、直接、間接問わず、職員の給与に要する経費の負担を転嫁してはならないと定めている。区は不法な説明により行なった保育料の値上げを今すぐやめ、保育料を値上げ前の水準にもどすべき。	区の保育料は平成10年度の改定以来、19年間にわたり改定を行っておらず、保育園等の運営に占める保育料収入の割合も9.5%であり、公表している区の中で最低でした。一方、保育需要の増加に伴い、保育関係経費は金額、区財政に占める構成比のいずれにおいても増大してきました。こうした理由から引き上げを行いました。今後も教育・保育サービスの充実とともに、保育料の適正な負担を検討していきます。なお、保育料は子ども・子育て支援法に基づいて設定しており、職員の給与に要する経費について、区民に負担の転嫁するものではありません。	
5 区立施設マネジメントの推進			
39	民間活力の活用とあるが、まずは自治体と区民参加で区立施設のマネジメントをすすめるべき。	区立施設の整備等にあたって、区民サービス向上と持続可能性の確保の観点から、民間の資金・ノウハウの活用が効果的と考えられる場合は、当初の段階からPPP/PFI手法の活用を含めて検討します。基本構想や基本計画を策定する際には、検討の結果を盛り込み、公表します。	
第2章 委託・民営化実施計画			
40	様々なことで民営化が進んでいるが、区は施設運営から手を引きたいのか。	区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。 施設の特性に応じて、直営・業務委託・民営化から最適な手法を選択していきます。	
41	委託や民営化ありきの計画は即時中止を。	施設の特性に応じて、区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。	
42	区が責任をもって区の施設運営をすすめることを明確にすべき。委託や民営化は、科学的に財政効果や地方自治法の理念に照らして考えるべき。	これまでの委託や民営化の実績を検証し、今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図ります。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
43	実施してきた委託・民営化について、住民参加で検証委員会を開催すべき。	<p>これまでも保育園の委託について、保護者や事業者等の意見、福祉サービス第三者評価など総合的かつ多角的な観点から検証をするなどの取組をしています。</p> <p>今後、多角的な視点から総合的に委託や民営化の検討・検証をする体制を構築し、継続的に改善しながらサービス向上と持続可能性の確保の両立を目指します。</p>	
44	保育園の委託化に向け、たくさんの説明会があったが、委託後も定期的に委託事業者をチェックするようにしてほしい。	<p>保育園の委託については、委託後においても、保護者アンケートや都の福祉サービス第三者評価の受審、保護者・事業者・区で構成する運営委員会の開催、区立保育園の園長経験のある保育士等の巡回などによって、定期的に園の運営状況をチェックしています。</p>	
45	氷川台保育園、南大泉保育園、豊玉保育園、田柄第二保育園、北町第二保育園、石神井台保育園、氷川台第二保育園、東大泉保育園、高松保育園、下石神井第三保育園の委託計画は中止すべき。	<p>区立保育園の委託については、民間のスキルやノウハウを活かしながら延長保育などサービスを拡充する目的で取り組んでいます。また、これまで、20園の区立保育園で民間委託を進めてきました。どの園も保護者アンケートや都の福祉サービス第三者評価で高い評価を受けています。</p> <p>今後も、保護者の多様なニーズに応えるため、運営業務委託を進め、サービスの拡充を図っていきます。</p>	
46	委託開始後、長期間安定した運営が行われた園はどこにもない。労働環境も安定していない。保育の質に関わるため、委託後、民営化する計画は中止すべき。	<p>区は、これまで、20園の区立保育園で民間委託を進めてきました。どの園も保護者アンケートや都の福祉サービス第三者評価で高い評価を受けています。また、保育士等の処遇改善を図るとともに働きやすい職場環境の整備を事業者に求めるなど安定的な園運営が行えるよう取り組んでいます。</p> <p>委託後の民営化についても、より民間のスキルやノウハウが生かされるように、今後検討していきます。</p>	
47	保護者は保育園の継続的かつ安定的運営を望んでいる。区立保育園の委託は職員の総入れ替えを伴った運営主体の変更であり、保護者の希望に反するもので容認できない。速やかに撤回し引き続き、区直営保育園の継続的かつ安定的運営を責任を持って行なうべき。委託園は区が引き続き直接関与する必要があり、民営化も反対である。	<p>今回の委託計画は、民間活力により、保護者の多様なニーズに応え、サービスの充実を図るものです。一方で、委託契約の性質上、委託開始時に区の職員から事業者職員に入れ替わることは避けられませんが、その影響を最小限とするため、1年間という長い引継期間を設定するとともに、経験年数のある職員配置を行っています。その結果、これまで20園の委託園では、保護者アンケートや都の福祉サービス第三者評価で高い評価を受けています。今後も、保護者の多様なニーズに応えるため、運営業務委託を進め、サービスの充実を図っていくとともに、民営化についても検討していきます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
48	ねりっこクラブを全小学校で実施する計画は中止し、学童クラブと学校応援団ひろば事業との連携をすすめることを基本とすべき。	ねりっこクラブは、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行うものです。	
49	これまで「ねりっこクラブ」の実施個所はすべて委託学童クラブであった。その職員の福利厚生や労働環境は区が明確に責任を定めていない。これでは保育の質が保てない。働く職員の労働環境を区が責任をもって保証すると明記すべき。	学童クラブの委託にあたっては、適正な委託料を算定するとともに、国の基準を踏まえた条例に定める運営基準および職員の配置等を募集要項に明記して、プロポーザル方式により優良な事業者を選定しています。 さらに、委託後においても毎年度の立入調査等を通じて、事業者が規定する給与が適正に支払われているか、適切な労働環境であるかなどを確認しています。	
50	保護者は子どもを預けている施設の継続的かつ安定的運営を望んでいる。区立学童クラブの委託は職員の総入れ替えを伴った運営主体の変更であり、保護者の希望に反するもので容認できない。「居場所」提供や充実、各施設の継続的かつ安定的運営を前提に区の支援を基に行なうべき。区の遊休施設や土地を活用した直営施設の増設での対応も検討すべき。	保護者が望む延長保育等のサービス向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考えています。利用者アンケートにおいても、委託学童クラブの利用者満足度は、直営クラブと比べ、遜色のないものとなっています。安定運営を旨とし、区が支援しながら委託を進めていきます。	
51	「みどりの風吹くビジョン アクションプラン【素案】」では、ねりっこクラブ増設に関して「将来的には全校に設置する」以上の記述はない。当計画に、より具体的な実施時期が記載してある事に強い違和感がある。「ねりっこクラブ」の全校設置には反対であり、「アクションプラン」や「子ども・子育て支援事業計画」以上の計画内容は削除してほしい。	実施計画は、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、年度別計画を明らかにし、具体的な取組を定めるものです。 概ね10年間を目途に「ねりっこクラブ」を全校で実施することは、公共施設等総合管理計画で示しています。 引き続きねりっこクラブを推進し、学童クラブの受け皿を拡大するとともに、すべての小学生の放課後等の居場所を充実していきます。	
52	公設公営の学童クラブの役割を明らかにし、地域的に必要な数は残してほしい。ねりっこクラブのように1事業者にひろばと学童クラブを運営するやり方が理解できない。また、全ての小学校にねりっこクラブが必要とは思えない。	学童クラブの運営については、延長保育等のサービスの向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考え、民間事業者への運営委託を進めています。 各家庭の多様なニーズに応えるためには、小学生の放課後や夏休み等の居場所づくりを行う必要があります。そのためには、学童クラブの拡大だけでなく、ひろば事業の更なる充実が必要です。そうした観点から、学童クラブとひろば事業のそれぞれの機能や特色を維持しながら、運営を一体的に行うねりっこクラブを推進しています。引き続きねりっこクラブを拡大し、今後10年程度を目途に全小学校での実施を目指します。なお、ねりっこクラブにおいても、引き続き地域の方々に加わっていただいています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	保護者は学童保育に関して、子どもを預けている施設の継続的かつ安定的運営を望んでいる。区立学童クラブの委託は職員の総入れ替えを伴った運営主体の変更であり、保護者の希望に反するもので容認できない。施設改修による小学校内への移設は、運営者の変更を行わず引き続き直営で継続させてほしい。	保護者が望む延長保育等のサービス向上を図るためには、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用することが有効と考えています。利用者アンケートにおいても、委託学童クラブの利用者満足度は、高い評価を得ています。安定運営を旨とし、区が支援しながら委託を進めていきます。	
54	「ねりっこクラブ」は40人定員を定めた法令に反しており、子どもの保育環境が損なわれている。早急に人員ならびに施設環境の改善を求める。そのうえで、放課後児童対策事業を直営での運営も含めて検討・設置してほしい。	ねりっこクラブには「ねりっこ学童クラブ」と「ねりっこひろば」の二つの事業がありますが、「ねりっこ学童クラブ」は児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、学童クラブです。そのため、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、区立学童クラブと同様に運営しています。また、学童クラブにおける高学年の受入れについては、児童館等の併設学童クラブで対応しています。 引き続きねりっこクラブを推進することで、保護者の就労の有無にかかわらず学童クラブの受け皿を拡大するとともに、すべての小学生の放課後等の居場所を充実していきます。	
55	子どもの発達には、国と自治体が社会的に保証すべきあり、子ども家庭支援センターは区の責任で開設すべき。業務委託を拡大することはやめて区の責任で運営するようにすべき。	子ども家庭支援センターは、身近な相談やひろば事業など、一部事業については、委託を行っていますが、区立施設として、区の責任のもと運営を行っています。	
56	子ども家庭支援センター全体の運営体制を強化するため、運営体制を見直す時はぜひ直営での運営にし、必要な専門職を配置してほしい。児相との連携は重要であるが、児相の役割の代替は出来ない。子ども家庭支援施策を強化するために、区は児相を直営で設置するか、都に区内に児相を増設するよう要望してほしい。	子ども家庭支援センターは、身近な相談やひろば事業など、一部事業については、委託を行っていますが、区立施設として、区の責任のもと運営を行っています。また、平成30年度に、心理・保健師の増員を図る予定です。 児童相談所を区が設置する考えはありません。都・児童相談所との連携を強化することにより、児童相談体制を充実していきます。	
57	指定管理になった児童館で、地域との関係が薄くなった所がある。無理をして健康を害してしまった職員が複数名いる館もある。委託計画は中止し、これまで委託、指定管理にしてきた館の検証をすべき。	区職員も参加する運営協議会において、地域の方々から以前同様の結びつきであるのご意見をいただいております。地域に根差した児童館として運営しています。指定管理の4館とも、職員体制も安定していると認識しており、運営に問題があるとは考えていません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
58	<p>児童館について「小学生の居場所となるねりっこクラブの拡大に合わせて」という記述に危惧する。児童館から小学生をしめ出すことはしないと明記すべき。</p>	<p>児童館の機能の見直しについては、中高生向け事業・乳幼児と保護者向けのサービスを充実させる計画として記載したものです。</p> <p>児童館は乳幼児から小・中学生、高校生までを対象とした子どもの健全育成を担う施設です。小学生の利用を制限する考えはありません。</p>	
59	<p>直営児童館の運営者の見直しを行なうことは反対である。地域の状況を把握しつつ子育て支援や子どもの支援を行なう区職員のスキルを児童館で活かすことが、地域の財産であり重要である。</p>	<p>民間事業者により運営されている児童館は、4館で実施しています。運営に当たっては、地域の方々や学校等、児童の関係者を構成員とする運営協議会のご意見をいただきながら運営しており、利用者の満足度評価において高い評価を得ています。</p> <p>児童館は、小学生の居場所となるねりっこクラブの拡大に合わせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図る中で機能を見直し、運営方法を検討します。</p>	
60	<p>「ねりっこクラブ」と児童館の機能は根本的に異なるもので「ねりっこクラブ」で代替できない。近隣の乳幼児から高校生までが集える「居場所」の拠点としての児童館の役割を再確認し、運営を継続的に発展させサービスの充実をはかることが重要である。</p>	<p>児童館は、小学生の居場所となるねりっこクラブの拡大に合わせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を見直し、運営方法を検討します。ねりっこクラブで児童館の機能を代替する考えはありません。</p>	
61 62 63	<p>福祉施設が指定管理者から民営化した際は、区としての支援をお願いしたい。 (ほか同意見 2件)</p>	<p>業務委託や指定管理者制度適用により、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われている施設は、運営方法について民営化も含めて検討します。</p> <p>民営化した場合、区は必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。</p>	
64	<p>学校調理業務の委託後、各クラス均等に給食がいきわたらなかつたり、給食時間に調理が間に合わなかつたりと、多くの問題が発生した。委託したところの検証を、保護者と区民参加で行い、検証が終わるまで委託を中止すべき。</p>	<p>学校給食調理業務の委託後については、教育委員会の担当職員が定期的に学校を巡回し、事業者に対し指導を行っています。業務の改善が必要な学校については、事業者に対し指導し、改善がなされるまで繰り返し巡回指導を実施しています。</p> <p>今後も巡回指導を継続し、サービス水準の維持向上を図ったうえで、委託を拡大します。</p>	
65	<p>大規模改修に伴い、練馬図書館を中央図書館として位置づけて、改修計画を検討してはどうか。</p>	<p>中央館的機能を担う館として光が丘図書館が、今後も区立図書館全体の運営を管理します。練馬図書館の大規模改修にあたっては、利用者ニーズ等を踏まえ改修計画を検討していきます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	図書館は、指定管理者制度になじまない。図書館のあるべき姿を明確にし、サービスの向上と効率的な運営に向けての検討を進めていくことを要望する。現行の直営3館体制を堅持し、中核的教育施設としての指定管理者館を管理していくべき。	指定管理者館では、施設管理と施設利用に関する業務を一体として指定管理者の業務とし、効果的で効率的な運営を行っています。今後の直営館の役割や図書館のあり方等を総合的に検討していく中で、石神井図書館の指定管理者制度の導入や、光が丘図書館・練馬図書館のサービスの向上と効率的な運営に向けて、検討を進めます。	
67	指定管理者が運営している図書館9館について、社会教育法の視点で区民参加で検証をすべき。検証により、区民の学習権への危惧があれば委託の拡大はとりやめべき。 指定管理した図書館を直営にもどし、区民の学習権保障を区が責任をもつべき。	指定管理者制度を導入している図書館については、モニタリングを実施し、施設の管理運営について確認・検証しています。いずれの館も良好な評価を受けているほか、利用者アンケートでも高い満足度となっています。 社会教育施設として区民の学びを支援しつつ、指定管理者館も含めてサービスの向上と効率的な運営に努めていきます。	
68	石神井図書館の指定管理制度の導入及び光が丘、練馬図書館の運営方法の検討には反対である。3館は区立図書館の中核的役割を担い、地域に開かれた運営と選書機能について、区が責任をもって直営ですべき。特に光が丘図書館は中央図書館として他の図書館をリードすべき。	光が丘図書館は今後も中央館的機能を担っていく考えです。そのうえで、図書館のサービス向上と効率的な運営に向けて、石神井図書館の指定管理者制度の導入や光が丘図書館・練馬図書館の運営体制について、検討を進めます。	
都市インフラ編			
69	都市インフラ編には様々な計画が示されているが、近隣住民の意見に耳を貸さない強引なやり方で進めていく区の姿勢は納得できない。強行せず、近隣住民との合意形成を丁寧に行なったうえで計画を実行に移すべき。	都市インフラは、都市の安全と繁栄を支える最も基本的な公共施設であり、その整備は、行政の責務です。 都市インフラの着実な整備を進めるとともに、適切で持続可能な維持管理に努め、将来の世代に引き継いでいきます。 整備や改修の進め方については、引き続き地域の方々の意見を伺いながら進めていきます。	
その他			
70	区の今後に関わる大切な素案にも関わらず、区民に知られていない。もっと周知をお願いしたい。	計画（素案）は区報やホームページのほか図書館、区民事務所等で冊子を閲覧できます。区民意見反映制度のほか、関係団体へのご説明も行っています。様々な機会をとらえ、今後も多くの区民の方に周知をしていきます。	
71	地方財政法では、「市町村立小・中学校費のうち人件費と建物の維持・修繕費についての住民負担の禁止」（文部科学省）を示している。計画に、学校施設を含めることは地方財政法に反する。	公共施設等総合管理計画は、将来の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めたものであり、公共施設等総合管理計画〔実施計画〕は、年度別計画を明らかにし、具体的な取組を定めたものです。計画の策定にあたり、学校施設を含む全ての区立施設の維持運営費について検討を行っていますが、地方財政法施行例第52条に定める学校に要する経費について、特定の区民の方に負担の転嫁を行う考えはありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
72	<p>学校教育は憲法26条に従わなければならない。公共施設の「管理計画」の名前をつかっても、国民と子どもの学習権を奪うことになってはいけない。</p>	<p>学校は児童生徒の大切な学びの場です。将来にわたって良好な学習環境を整えていくためには、区立施設の半分以上を占める学校施設を適切に維持・更新することが必要不可欠です。公共施設等総合管理計画は、子育て支援施設や学校施設を含め、将来の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めたものです。この計画に基づき、子育て支援施設や学校施設を効率的かつ効果的に維持管理していきます。子どもの学習権を守っていくために、必要な計画であると考えています。</p>	
73	<p>少人数学級を実現して子どもの充実した学びの環境を整備してほしい。そのために生徒・保護者の意に反した強引な統廃合計画は即座に撤回し、近隣住民も含めた合意形成を計った後に小中学校の再配置を行なってほしい。</p>	<p>算数・数学、英語など教科の特性によって、少人数で行った方が効果的な教科については、多くの区立小中学校で少人数教育を実施しています。</p> <p>区立小中学校の適正配置については、平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」において、児童生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていくこととしています。</p>	
74	<p>区は施設の統廃合をすすめているならば、廃校予定の学校跡地を活用してほしい。</p>	<p>施設の統合・再編にあたっては、学校の改築にあわせた周辺施設の複合化や学校跡地の活用も含めて検討を進めます。</p>	
75	<p>施設の改修・改築・移転などに伴って生まれたスペースは、深刻な待機児問題の解消のため、保育施設・学童保育施設の設置を検討してほしい。その運営に当たっては直営もしくは区内で運営実績のある福祉法人が運営してほしい。</p>	<p>施設の改修・改築・移転などに伴って生まれたスペースは、地域の要望もふまえて活用を検討していきます。なお、運営事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式により優良な事業者を選定しています。</p>	
76	<p>どれだけ財政を緊縮して、公共施設を減らして区民に金を出さないかが見え見えである。それで余った金を大手ゼネコンに流して、道路、再開発に回すという国、都の方針に従っているだけで区としてのビジョンがない。</p>	<p>施設の運営や維持・更新には、多額の財政支出が必要です。今後も多くの区立施設の更新が必要な時期を迎えています。将来にわたって持続可能な区政運営を実現するには、施設のあり方を精査し、改修・改築等の際には真に必要な機能や規模とすることが不可欠だと考えています。</p>	
77	<p>経済情勢が好調なうちに、改修改築を前倒しで行い社会インフラを整備することも必要である。</p>	<p>今後、確実に到来する人口減少社会を見据えると右肩上がりの経済成長に依存した財政運営は困難であると認識しています。将来にわたって持続可能な区政運営を実現していくには、財政力が失われる前に老朽化した施設の更新を含め、ソフトとハードのインフラ整備を加速する必要があると考えています。必要に応じて計画の前倒しを検討していきます。</p>	